

令和7年6月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和7年6月23日（月）13時29分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第8号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可後の事業計画
変更申請について

議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可後の事業計画
変更申請について

議案第10号 双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に
関する規則の一部改正について

※ 議案第4号、第5号、第6号、第7号は取下げ

5. 出席委員

農業委員

議席1 鵜沼 久江 委員 議席2 井戸川 弘幸 委員 議席3 大森 成広 委員

議席4 山田 和男 委員 議席5 木幡 治 委員 議席6 林 和男 委員

議席7 志賀 睦 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

中野 守雄 委員 渡辺 浩美 委員 高玉 正祐 委員 榎内 宏 委員

新川 敏浩 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

参事兼農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課技査（農業委員会事務局併任） 石井 拓郎

7. 開会

【中野事務局長】

皆様お集まりのようですので、定刻前ではございますが、只今より双葉町農業委員会、令和7年6月定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをお願いいたします。

【澤上会長】

暑いところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

案内の通知には議題がたくさん書いてあったんですけども、本日確認しますと、議案第4号から第7号までが来月以降の申請となり、取り下げになりました。よって、議案は減っております。

今日も慎重に審議していただきたいと思います。以上です。

【中野事務局長】

ありがとうございました。

それでは会議規則第5条の規定により、会長を議長として議事を進行いたします。

よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

今日は全員出席ということで定足数に達しておりますので、これより開会いたします。

会務報告を事務局の方からよろしくお願いいたします。

【中野事務局長】

では報告させていただきます。

5月19日に5月定例総会、ここ双葉町役場大会議室に農業委員8名、農地利用最適化推進委員3名。中野それから石井が出席しております。

6月19日に福島県農業会議第109回通常総会ということで、こちらは澤上会長が福島市に出張しております。

6月19日同じ日になりますが、現地確認で農地転用申請の案件3件、それから事業計画変更申請2件について、××地区になりますが、大森委員、それから中野、石井で調査しております。

それから翌日、こちらも現地確認になりますが、農地転用申請の案件1件について×××××地区になりますけれども、井戸川委員、それから中野、石井で調査しております。以上になります。

【澤上会長】

それでは本日の会議を開きたいと思います。

議事日程はお手元に配付したとおりですけども先ほど話しましたように、議案の第4号から7号は取り下げになりましたのでご承知おきください。

日程第1、議事録署名人の指名についてです。

会長指名ということになりますので、議事録署名人は3番の大森委員と4番の山田委員の両名を指名したいと思います。

よろしくお願いします。

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について」を議題としたいと思います。

それでは職員の方で議案の朗読をお願いします。

【中野事務局長】

資料の方をご覧ください。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請があったので審議に付す。令和7年6月23日提出。双

葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明したいと思います。

資料をご覧ください。

本件は、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、大字××字×××地内の農地に地上権を設定し、農地転用を行うものでございます。

被設定人は、××都××区××××××××、××××××××××××××、××××氏、設定人は、双葉町大字××字×××××番地××、××××氏になります。

申請者について補足しますと、申請書の中には出てきませんが、本事業は××市に本社がある株式会社××××××××が、土地の所有者である××さんと太陽光発電事業者である××さんをそれぞれ仲介しております。

その発電設備設置後は事業者から委託を受けて、設備を保守管理する計画となっております。

申請地は双葉町大字××字×××××番×。地目は畑で、面積は×××㎡になります。都市計画法上は非線引き区域で農振白地になります。

場所は位置図、現況図がありますが、現況図を見ていただくと××川沿いの農地と併用地の宅地が事業用地になります。

また、公図を見ていただくと、今回の併用地は××××××××で宅地ということをご確認ください。

3の転用計画ですが、(1) 転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2) の権利設定の理由については事業計画書の①の通りになります。後ほどご確認ください。また、この農地は、2種農地になりますので、事業計画の②にもある通り、農地転用候補地一覧表のとおり比較し、当該地を選定しております。

(3) 事業の操業期間は許可日より30年間、(4) の施設の概要ですが太陽光発電設備として太陽光パネルを172枚組み合わせて設置することにしており、工事の期間は許可日の翌日より令和7年10月26日までとしております。

土地利用計画図、土地の法面・求積図、法面の断面図を付けております。

土地利用計画図を見ていただくと、発電した電気は宅地の西側に設置する1号柱から新設の電柱を通しまして、既設の電柱に電線を繋いで送電する計画となっております。また設備の外周をフェンスで囲む計画となっております。

4の権利の設定、移転については、30年間の地上権を設定しております。

5の資金計画については、用地費として1年目の土地の賃料××万円、建築費××××万円の計××××万円について、自己資金で対応しております。

6の周辺農地への影響については、東側の県有地に土砂や雨水の流出を防ぐための、既存の法面を補修し、敷地の中央部に土側溝を設け、東側境界付近に設置する雨水枡にて貯水し、自然地下浸透させることになっております。これによって転用による土砂や雨水の流出はないとしております。

また、太陽光発電設備は、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置しております。

申請内容の概要は以上でございますが、申請書の添付資料として申請農地の全部事項証明書。××××氏の資金状況を確認するものとしてすでに支払った領収書、及び銀行の取引明細書の写しを添付しております。

それから発電した電気を送電施設に接続する系統連携申込書を添付しておりますが、これについては××××氏が系統連携承諾書を取得しております。

隣接する農地等の確認内容ほか、隣地所有者の同意書、太陽光発電設備の仕様等の資料がついてございます。

先ほどご説明しましたが、太陽光発電設備の排水計画のレポートがつけてございます。

なお、今回の農地は畑ですので土地改良区の受益地から外れているため、土地改良区の意見書は添付されてございません。

説明は以上になります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなっております。

以上です。

【澤上会長】

では本件については井戸川委員に現地を確認していただいておりますので、よろしくをお願いします。

【井戸川委員】

6月20日の金曜日、私と中野事務局長と石井さんの3人で確認しました。

草がすごくてちょっと見づらいところもあったんですけども、とりあえず雨水対策としてこの図面にあるように、北東側の河川敷の方に雨水枡をつけ、そこに水が集まるようになっており、周りの土地には影響を与えないだろうということを確認しました。

それと東側が××川の堤防になっており、これにも干渉しませんし、西側の宅地になっているところがあるんですがそこにも干渉しません。また周囲をフェンスで囲むため何ら支障はないと思います。以上です。

【澤上会長】

ありがとうございました。

では本件について審議に入ります。

質疑ご意見等ありましたらお願いします。

【志賀職務代理者】

質問よろしいですか。

申請地は比較的平坦な土地ではありますが、東側の土地に土砂や雨水の流出を防ぐため既存の法面を補修するとあるんですが、どういうふうに補修はするんですか。

【井戸川委員】

そちらの質問については中野事務局長からご説明をお願いしたいと思います。

【中野事務局長】

事務局からご説明させていただきたいと思います。

ちょっと薄い印刷なので分かりづらいと思いますが、公図を見ていただきたいと思います。

今回の併用地の×××××が宅地になっており、それから×××××が農地で畑になっております。今回この×××××と×××××に太陽光発電設備を設置したいというお話になっております。右上に×××××とありますが、これが県有地で、以前の河川工事でルートが変わっていますが、もともとここが河川となっていたところです。

私どもで現地調査を行った際に、この×××××がガクッと法面が下がっているイメージとなっていましたけれども、境界ラインの左側は本来ですと、現況が直線のラインですが、除染でこの点線となっているようにフラットの形になっています。

×××××を除染したときだと思いましたが、ここが盛土したような形になっていて、ここにコルゲート管を入れて、県有地の方に水を流していたというのがありましたので、そこを県とちゃんと調整をしてから申請をお願いしますと言った経緯がございました。

その結果、コルゲート管は撤去されて、その水の流れをどうするかという話になった際に、先ほどご説明しましたけども、土地利用計画図がありますが、×××××の真ん中ぐらいに土側溝を掘りまして、そこにある程度の角度をつけてここに集めて、右側の上の方に排水枡がございまして、こちらの方に水を集めて自然浸透させることにしたということです。

ここの法面については先ほど説明したような形で、手直しするという形になります。その際に枡をつけた先に、小提を成型して設置するということでした。

ここの角度は20度で取ってますが、ここはもともとのラインで、ここを除染でフラットにした部分は元に戻すということです。

現状法面がございましてここは県の方と相談をして土地境界で、手をつけないこととしております。なので、補修するラインとしてはこの手前ぐらいまでなのかなと思っております。

ここは、県と調整をしております、相双建設事務所行政課と調整した記録が残っております。ここの中で自然浸透の雨水計画も説明をして、了解をもらってるという内容になっております。

なお雨水枡でどれだけ対応できるかということも気になりましたので、そこは計算式をつけていただきました。計算の結果、大体2倍近く飲み込みができるということなので計算書を付けさせていただいております。

簡単ですけども、説明を終わらせていただきますがよろしいでしょうか。

【志賀職務代理者】

局長の話で計算書をみますと、通常の枡ということは内形ではなく外形が800×800のコンクリート枡をつけるということによろしいですか。

【中野事務局長】

はい。

【志賀職務代理者】

定番は碎石かなんかを入れて、周りにシートをやるということは、単純に考えると、大雨が降ったときにおそらく水は溢れますよ。

通常こういうタイプは普通だったらどこかに流すのではないですか。

多分河川には流せないと思うんですが、どうですかね。

【井戸川委員】

これまで雨が降った場合を考えても、浸透は間違いなくします。この場所を調査した際も水は溜まっておらず、問題は無かったです。

【中野事務局長】

トラブルがあってはいけないので建設事務所とは話をさせてもらっており、太陽光を設置するにあたっては了解をもらっております。

【井戸川委員】

ただ、現地調査をした際、1つ気になる所がありまして、瓦礫が結構あるんですよ。要するに除染したときに出たものです。

そういうのもありますので、それはやっぱり自分の土地に置いといてもらわないとだめかなと思います。××さんと今後トラブルがあったら困るので、話はつけといった方がいいかもわからないですね。

【中野事務局長】

××さんのところまで瓦礫はいかないです。

【井戸川委員】

いらないですか。

【中野事務局長】

いくとすると、その下の県有地の方です。

【井戸川委員】

そうですか。

ただ、このことは議事録に残しておいて、こういう対応しましたっていうのが分かれば良いと思います。××さんの分だったら××さんの方の土地にしっかりおいてもらえば問題ないと思います。

【中野事務局長】

補足ですが、先ほど井戸川委員からもお話ありましたけども出入口については、ここらちょうど×××と×××の間の道を通るような形になってます。

ここは1尺ぐらいということで、もしも広げて使うのであれば一時転用してくださいというお話をしましたけれども、特段隣接地は使わずに、この道だけで施工するという説明がありましたので一時転用の予定はございません。

【澤上会長】

他に質問はありませんか。

それでは無いようなので、質疑なしと認めます。

ではこれで質疑を終わります。

議案第1号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、承認相当の意見書を付して、福島県に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第 1 号については、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。

職員の方から議案の朗読をお願いします。

【中野事務局長】

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和 7 年 6 月 23 日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、大字××字×××地内の農地に地上権を設定し農地転用を行うものです。

被設定人は、××県××市××町××番地、××××株式会社代表取締役 ××××氏、設定人は、双葉町大字××字××××番、××××氏になります。

申請者について補足説明しますと、申請書の中には出てきませんが、本事業は××県に本社があります株式会社×××××が土地所有者である××さんと太陽光発電事業者である××××株式会社を仲介するとともに、発電設備設置後は事業者から委託を受けて、設備を保守管理する計画になります。

申請農地は双葉町大字××字××××番。地目は田、面積は×××㎡になります。都市計画法上は非線引き区域であり用途区域になります。

場所は位置図。現況図をつけております。

3 の転用計画ですが、(1) 転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2) 権利設定の理由については事業計画書①の通りでございますので、後ほど確認してください。

(3) 事業の操業期間は許可日より 25 年間、(4) 施設の概要ですが、太陽光発電設備として太陽光パネルを 160 枚組み合わせて設置するとしておりまして、工事の期間は許可日の翌日より令和 7 年 12 月 31 日までとしております。

土地利用計画を添付してございます。発電した電気は農地の南東側に設置する1号柱から新設の電柱を通しまして、既設の電柱に電線をつないで送電する計画となっております。

また設備の外周をフェンスで囲む計画となっており、4の権利設定移転については、25年間の地上権を設定するとしております。

5の資金計画については、用地費として×××万円、建築費約××××万円、計約××××万円について、自己資金で対応するとしております。

6の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしております。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として申請農地の全部事項証明書、××××株式会社の履歴事項全部証明書、定款、それから××××株式会社の資金状況を確認するものとして銀行の残高証明書の写しを添付しております。

また発電した電気を送電施設に接続する系統連携申込書を添付しておりますが、株式会社××××が先行して系統連携承諾書を取得しておりまして、現在事業者を××××株式会社に変更するため、手続きをしているとのことです。

また太陽光発電設備の使用に関する資料を添付しております。

説明は以上になります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては許可することが適当かどうかを判断して県に意見を提出することになります。

以上になります。

【澤上会長】

では本件についても大森委員に現地確認していただいておりますので、説明をお願いします。

【大森委員】

この場所は××地区の中でも太陽光発電の導入が1番進んでいるところなんですね。農地も第3種農地ですから、排水さえきっちりやれば、問題はないというふうに

考えております。

ただ今回びっくりしたのが、一括支払いというのが初めてなので驚きました。以上となります。

【中野事務局長】

地上権設定契約書の第3条に地代25年分一括払いの規定があります。これは××さんと×××××で設定したものを、××××株式会社に地上権の売買を引き継いだ形になっております。

【志賀職務代理人】

すいません、ちょっと現況がわかんないので教えてください。

今回、隣接地にフェンスの設置をするということですか？

【中野事務局長】

そこは××さんの土地なんですが、そこはその土地に農地転用した時のフェンスが斜めに入っています。

【志賀職務代理人】

そういうことですか。

それとこの引込柱について、いまいち分からなかったもので、再度説明願います。

【中野事務局長】

志賀職務代理人のご質問にお答えします。引込柱はパワコンから1号柱に電気を集め、東北電力の新設柱がここの南東に建柱して、電線が南側に始まって、それから東の××××のすでもう太陽光発電の引込柱があるんですけど、こちらに一旦送電します。

そのあと、××付近に既設の電柱があるのでそこにつないで、もう一度ここから受けますと、西側に戻ってくるようなイメージになります。

既設で××××と××××が宅地になってまして、ここの小屋に電気を流してたときの電線が残っているので、それを使ってまた町道側に出すということにしております。

なお、今後ここにある××番、××番の方ですが、来月以降農地転用許可申請が出てきます。

そのため、ここはすべて太陽光発電設備になる予定です。

【澤上会長】

他にありますか。

(なし)

【澤上会長】

それでは異議なしと認めたいと思います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。

職員の方から議案の朗読をお願いします。

【中野事務局長】

今度は別冊になります。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和7年6月23日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、大字××字××××地内の農地に地上権を設定し農地転用を行うものです。

被設定人は××県××市××町××番地、××××株式会社代表取締役、××××氏、設定人は双葉町大字××字××××番、××××氏になります。

申請者について補足説明しますと、申請書の中には出てきませんが、本事業は××県に本社があります株式会社×××××が、土地所有者である××さんと太陽光発電事業者である××××株式会社を仲介するとともに、発電設備設置後は事業者から委

託を受けて設備を保守管理する計画となっております。

申請農地は双葉町大字××字××××××番×、地目は田で、面積は××××
㎡、都市計画法上は非線引き区域で農振白地になります。

場所は位置図、現況図がございます。

3の転用計画ですが、(1)転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2)権利設定の理由については事業計画書の①のとおりですので、後程ご確認ください。

またこの農地は2種農地ですので、事業計画の②にあるとおり、農地転用候補地一覧のとおり比較して当該地を選定しております。

(3)事業の操業期間は許可日より25年間、(4)の施設の概要ですが太陽光発電設備として、太陽光パネルを200枚組み合わせて設置するとしておりまして、工事の期間は許可日の翌日より令和7年12月31日までとしております。

土地利用計画図を添付しています。発電した電気は、農地の東側に設置する1号柱から新設電柱を通して送電する計画となっております。

補足させていただきますと、新設電柱の設置予定が町管理の道路敷地であります
が、協議が当町にまだきておりません。

またこの土地が囲繞地であり、設置工事期間中に通行するため×××××の一部転用を計画図のように予定しておりましたが、こちらは添付書類が整わず、来月に申請予定となります。

なお、太陽光設備の外周はフェンスで囲む予定となっております。

4の権利の設定については、25年間の地上権を設定するとしております。

5の資金計画については用地費として×××万円、建築費約××××万円の計約×
×××万円について自己資金で対応するとしております。

6の周辺農地への影響については転用による土砂や雨の流出はなく、周辺農地の営
農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしております。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付書類として申請農地の全部事項証明
書、××××株式会社の履歴事項全部証明書、定款、××××株式会社の資金状況を
確認するものとして銀行の残高証明書の写しを添付しております。

また、発電した電気を送電施設に接続する系統連系申込書を添付しておりますが、これについては株式会社×××××が先行して系統連系承諾書を取得しております。現在、事業者を××××株式会社に変更するための手続きをしているとのことですので。

さらに太陽光発電設備の使用に関する資料を添付しております。

説明は以上になります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

なお、農地転用の許可権者は、県になりますので、農業委員会としては許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することになります。

以上です。

【澤上会長】

本件について大森委員に現地を確認していただいておりますのでお願いします。

【大森委員】

場所は×××××の南西で、私はここに田んぼがあることを初めて知りました。

この場所は2種農地になります。

懸念があるとすれば、この東と南以外にものすごい樹林がありまして、それが20メートル位の落葉樹があります。今の時期は良いが、冬場はどうなのか、大丈夫なのかという心配があります。

実際に×××××がこの場所でやるというので、しょうがないとは思いますが。ただ今後、この地区も将来的には太陽光発電設備は増えていくでしょう。土地の有効利用としては最適ということはいいたくないんですがね。

【澤上会長】

どうですかね、皆さんの方から質問はございませんか。

(なし)

【澤上会長】

では異議なしということでお願いしたいと思います。

議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

【中野事務局長】

補足として、この工事用通路については先ほども話しましたが、一時転用の申請が上がってきますので、よろしくお願いします。

【澤上会長】

それでは続きまして、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題としたいと思います。

職員の方から議案の朗読をお願いします。

【中野事務局長】

議案第 8 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画の変更があったので審議に付す。令和 7 年 6 月 23 日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本件は、令和 6 年 12 月 23 日付けで福島県指令相農林第××××号により農地転用許可を受けた事業計画の変更申請になります。

株式会社×××××××が、双葉町大字××字××××番×、地目は田、面積計×××㎡について太陽光発電事業を目的として、農地転用しているものですが、地元からのご指摘によりまして、事務局で現地調査を行った結果、一連の転用許可案件について、近隣での営農に支障がないようにフェンスのセットバック及び東北電力柱の移動を要請したことにより、フェンス位置を土地境界からセットバックするとともに、変更承認申請の期間を勘案し、工事期間を 8 月中旬まで延長するため、事業計画変更を行うものです。

変更後の土地利用計画図は以下のとおりになります。

なお、東北電力柱の移動先は事業計画書のとおりになります。

以上になります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

ここのセットバックは前に1回話があつて、道路が通行できないので変更してもらったもの？

【中野事務局長】

ここについては、前回の総会資料の終わりにカラー写真を付けてお見せしたところで、東北電力柱が赤道に入っていて、このままだとトラクターが入れないのでここをどかしてくれということで、渡辺推進委員の方からご相談があったものです。それを敷地内に移設し、フェンスもぎりぎりだったものを多少セットバックしていただきました。

それを大森委員と確認しております。

変更後の図面になります。

赤道上に電力柱が真ん中に立っていて、支線まで入ってるんですが、それを農地側に移設するということです。

本来ですとこれは農業委員会の農地転用許可の案件外ではございますが、参考までに付けております。東北電力柱においては農地転用を許可不要案件ですので、本来だと付ける必要はないんですけども、分かりやすいように明示してもらいました。

【澤上会長】

他に何かありましたら。

(なし)

【澤上会長】

ではよろしいですか。

質疑なしと認めます。

お諮りしたいと思います。

議案第8号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請については、県の方に承認相当の意見書を付して進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

では、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は承認相当の意見を付して進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可の事業計画変更申請について」を議題としたいと思います。

職員の方から議案の朗読をお願いします。

【中野事務局長】

議案第 9 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画の変更申請があったので審議に付す。
令和 7 年 6 月 23 日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本件は、令和 6 年 12 月 23 日付けで福島県指令相農林第××××号により農地転用許可を受けた事業計画の変更申請になります。

株式会社×××××が双葉町大字××字××××番、地目は田、面積計××××㎡について太陽光発電事業を目的として農地転用しているものですが、こちらも先ほどの議案第 8 号と同様に事務局で現地調査を行った結果、一連の許可案件について、近隣での営農に支障がないように、フェンスのセットバック及び排水処理を要請したことにより、フェンス位置を土地境界からセットバックし、また敷地内に一時的に貯水できるよう、土側溝を設置し、フェンス位置の変更に伴い、1 号柱の位置を変更するとともに変更承認申請の期間を勘案し、工事期間を 7 月末まで延長するため、事業計画変更を行うものです。

変更後の土地利用計画図は以下のとおりになります。以上になります。

ご審議方よろしく願いいたします。

【澤上会長】

これも先ほどと同じ、セットバックですから、問題はないですね。

これも同じく、県の方に進達したいと思いますが、特に異議ございませんか。

(異議なし)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

それでは議案第9号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は承認相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第10号「双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を議題とします。

職員の方から議案の朗読をお願いします。

【中野事務局長】

議案第10号、双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について、双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について審議に付す。令和7年6月23日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本件は、押印等の見直しに係る例規の整備を町長部局が進めているのに伴い、押印を省略する内容に様式上の改正をするものでございます。

なお、公布の日は本日決定をいただければ、町長部局の改正案件と同日の公布を予定しております。

説明は以上になります。

ご審議方よろしく願いいたします。

【澤上会長】

ではこちらについて、審議に入りたいと思います。

皆さんの方から、質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

まあ、世の中ハンコが要らない方向に向かっておりますので、特になくはならないという問題でもないかと思えます。

どうでしょうか。

(異議なし)

【澤上会長】

では異議なしと認めます。

議案第 10 号については本案のとおり改正するということに決定いたしました。

では本日の議案審議は以上になります。

(14 時 44 分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

農業委員会 会 長

㊟

議事録署名人

㊟

議事録署名人

㊟